

日之影町告示第96号

令和4年第3回日之影町議会臨時会を次のとおり招集する

令和4年10月7日

日之影町長 佐藤 貢

- 1 期 日 令和4年10月24日
 - 2 場 所 日之影町役場（議会議場）
-

○開会日に応招した議員

久保 優一君	小谷 幸治君
小川 輝久君	甲斐 睦彦君
一水 輝明君	河野 學君
甲斐 徳仁君	高館 英嗣君

○応招しなかった議員

なし

令和4年 第3回 日之影町議会臨時会会議録（第1日）

令和4年10月24日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和4年10月24日 午前10時00分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 常任委員会委員の選任

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

追加日程第7 政治倫理審査委員会委員の選任

追加日程第8 議会報編集委員会委員の選任

追加日程第9 森林・林業活性化協議会理事の選任

追加日程第10 西臼杵広域行政事務組合議会議員の選挙

追加日程第11 宮崎県北部広域行政事務組合議会議員の選挙

追加日程第12 特別委員会の設置

日程第3 同意第5号 監査委員の選任について

日程第4 議案第50号 企業立地奨励措置指定事業者の認定について

日程第5 議案第51号 令和4年度日之影町一般会計補正予算（第5号）

日程第6 議案第52号 令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第53号 令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

追加日程第13 議長発議 常任委員会の所管事務調査の件

追加日程第14 議長発議 議会運営委員会の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第1 議席の指定

- 追加日程第2 会議録署名議員の指名
追加日程第3 会期の決定
追加日程第4 副議長の選挙
追加日程第5 常任委員会委員の選任
追加日程第6 議会運営委員会委員の選任
追加日程第7 政治倫理審査委員会委員の選任
追加日程第8 議会報編集委員会委員の選任
追加日程第9 森林・林業活性化協議会理事の選任
追加日程第10 西臼杵広域行政事務組合議会議員の選挙
追加日程第11 宮崎県北部広域行政事務組合議会議員の選挙
追加日程第12 特別委員会の設置
日程第3 同意第5号 監査委員の選任について
日程第4 議案第50号 企業立地奨励措置指定事業者の認定について
日程第5 議案第51号 令和4年度日之影町一般会計補正予算（第5号）
日程第6 議案第52号 令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
日程第7 議案第53号 令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
追加日程第13 議長発議 常任委員会の所管事務調査の件
追加日程第14 議長発議 議会運営委員会の所管事務調査の件

出席議員（8名）

1番 久保 優一君	2番 小谷 幸治君
3番 小川 輝久君	5番 甲斐 睦彦君
6番 一水 輝明君	7番 河野 學君
8番 甲斐 徳仁君	9番 高館 英嗣君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 富士本浩一郎君 録音係（総務課長補佐） 山田千登世君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	佐藤 貢君	副町長	……………	甲斐 敏弘君
教育長	……………	橋本 範憲君	総務課長	……………	押方 明弘君
会計管理者	……………	森重 喜博君	地域振興課長	……………	工藤 富士君
町民福祉課長	……………	押方 誠君	税務課長	……………	谷川 靖君
農林振興課長	……………	平川 誠二君	建設課長	……………	佐藤 尚君
保健センター所長	………	丹波 昌二君	病院事務長	……………	甲斐しおり君
教育次長	……………	平川 浩二君	代表監査委員	……………	小林 政隆君

午前10時00分開会

○事務局長（富士本浩一郎君） それでは、議会事務局長の富士本浩一郎でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の河野學議員に議長をお願いいたします。

○臨時議長（河野 學君） ただいま紹介されました河野學です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまから、令和4年第3回日之影町議会臨時会を開会します。

日程第1から追加日程第12までは、各委員会等の議会構成となっております。

ここで、執行部の退席をお願いいたします。

〔執行部退席〕

○臨時議長（河野 學君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（河野 學君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまの着席の議席とします。

日程第2. 議長の選挙

○臨時議長（河野 學君） 日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（河野 學君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（河野 學君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をしました。

議長に高館英嗣君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました高館英嗣君を議長の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（河野 學君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました高館英嗣君が議長に当選をされました。

議長に当選された高館英嗣君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

議長に当選されました高館英嗣君に就任の挨拶をお願いします。

○議長（高館 英嗣君） 皆さん、議長へと指名していただきまして、誠にありがとうございます。

若輩者ではありますが、皆様の御意見をしっかりと聞きながら、また、個人の選挙時の公約でもあります「誰もが参画しやすい議会」、「町民の皆様の意見がしっかりと通りやすい議会」を目指して中立の立場で客観的に物事を捉えながら、職責をしっかりと全うしていきたいと思っております。

どうぞ皆さん、2年間という任期ではございますが、御協力をよろしくお願いいたします。

○臨時議長（河野 學君） 議長は、議長席にお着き願います。

以上で、臨時議長の職務は終わりました。

御協力ありがとうございました。

○議長（高館 英嗣君） それでは、議事に移りたいと思います。

追加日程第1. 議席の指定

○議長（高館 英嗣君） 次に、追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定いたします。

追加日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（高館 英嗣君） 次に、追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において議席番号1番、久保優一君、議席番号2番、小谷幸治君の両名を指名します。

追加日程第3. 会期の決定について

○議長（高館 英嗣君） 次に、追加日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定しました。

追加日程第4. 副議長の選挙

○議長（高館 英嗣君） 次に、追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

副議長に甲斐徳仁君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました甲斐徳仁君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました甲斐徳仁君が副議長に当選されました。

副議長に当選されました甲斐徳仁君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選されました甲斐徳仁君に就任の挨拶をお願いいたします。

○副議長（甲斐 徳仁君） ただいま議長のほうから指名を頂きました。

若い議長が誕生いたしました。4年間の任期が終わり、先般の町議会議員選挙を経て、皆さん方とともに日之影町を思う気持ちは、誰一人変わらないというふうに私は思っております。

こういう若い世代をしっかりとサポートして、そして次の世代につなげていく、これが私の長年の夢でもあります。

しかしながら、議員の皆さまの協力なくして、議会運営はなしえません。その流れをしっかりとサポートし、調整をしてすばらしい議会を、意義ある議会を皆さんも一緒に守っていききたいというふうに願っております。

よろしく申し上げます。

追加日程第5. 常任委員会委員の選任

○議長（高館 英嗣君） それでは、次に、追加日程第5、常任委員会委員の選任を議題とします。

本件につきましては、日之影町議会委員会条例第7条第4項の規定により、総務文教常任委員会委員に小川輝久君、小谷幸治君、一水輝明君、高館英嗣、以上4名を、経済建設常任委員会委員に河野學君、甲斐睦彦君、久保優一君、甲斐徳仁君、以上4名をそれぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました各常任委員会委員の方々は、次の休憩時間中にそれぞれ年長委員によって委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

しばらく休憩します。

午前 時 分休憩

.....

午前 時 分再開

○議長（高館 英嗣君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

各常任委員会における正副委員長の互選の結果について、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に小川輝久君、副委員長に小谷幸治君。

経済建設常任委員会委員長に河野學君、副委員長に甲斐睦彦君、以上のとおり各常任委員会において、それぞれ正副委員長に選任されました。

追加日程第6. 議会運営委員会委員の選任

○議長（高館 英嗣君） 次に、追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を議題とします。

本件につきましては、日之影町議会委員会条例第7条第4項の規定により、全議員8名を選任したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の委員は、全議員8名とすることに決定しました。

それでは、選任されました議会運営委員会委員の方々は、次の休憩中に年長委員によって委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

しばらく休憩します。

午前 時 分休憩

.....
午前 時 分再開

○議長（高館 英嗣君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

議会運営委員会における正副委員長の互選の結果について報告いたします。

議会運営委員会委員長に小谷幸治君、副委員長に甲斐睦彦君、以上のとおり正副委員長が選任されました。

追加日程第7. 政治倫理審査委員会委員の選任

○議長（高館 英嗣君） 次に、追加日程第7、政治倫理審査委員会委員の選任を議題といたします。

本件につきましては、政治倫理審査委員会規定第2、第2号の規定により甲斐徳仁君、小川輝久君、河野學君、小谷幸治君、以上4名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり、政治倫理審査委員会委員を選任することに決定いたしました。

それでは、ただいま選任されました政治倫理審査委員会委員の方々は、次の休憩時間中に年長委員によって委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

しばらく休憩します。

午前 時 分休憩

.....
午前 時 分再開

○議長（高館 英嗣君） 休憩前に引き続き、再開します。

政治倫理審査委員会における正副委員長の互選の結果について報告いたします。

政治倫理審査委員会の委員長に甲斐徳仁君、副委員長に小川輝久君、以上のとおり正副委員長が選任されました。

追加日程第8. 議会報編集委員会委員の選任

○議長（高館 英嗣君） 次に、追加日程第8、議会報編集委員会委員の選任を議題とします。

本件につきましては、日之影町議会報発行に関する条例第5条第2項の規定により、委員は6名以内で選任することになっています。

議会報編集委員会の委員に久保優一君、一水輝明君、甲斐徳仁君、高館英嗣、以上4名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり、議会報編集委員会委員を選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました議会報編集委員会委員の方々は、次の休憩時間中に年長委員によって委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

しばらく休憩します。

午前 時 分休憩

.....

午前 時 分再開

○議長（高館 英嗣君） 休憩前に引き続き、再開します。

議会報編集委員会における正副委員長の互選の結果について、報告いたします。

議会報編集委員会委員長に久保優一君、副委員長に一水輝明君、以上のとおり正副委員長が選任されました。

追加日程第9. 森林・林業活性化協議会理事の選任

○議長（高館 英嗣君） 次に、追加日程第9、森林・林業活性化協議会理事の選任を議題とします。

本件につきましては、日之影町森林林業活性化協議会規約第2条の目的に賛同する議員をもって組織するとなっています。

ついては、賛同議員として全議員8名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。したがって、全議員 8 名を森林・林業活性化協議会理事に選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました森林・林業活性化協議会理事の方々は、次の休憩時間中に年長委員によって委員会を開き、正副会長の互選を行い、その結果を報告願います。

しばらく休憩します。

午前 時 分休憩

.....

午前 時 分再開

○議長（高館 英嗣君） 休憩前に引き続き、再開します。

森林・林業活性化協議会理事における正副会長の互選の結果について、報告いたします。

森林・林業活性化協議会会長に河野學君、副会長に甲斐睦彦君、以上のとおり正副会長が選任されました。

追加日程第 10. 西臼杵広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（高館 英嗣君） 次に、追加日程第 10、西臼杵広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

西臼杵広域行政事務組合同規約第 5 条第 2 項の規定により、組織する町の議会において、議員の中から 3 名を互選することとなっております。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

それでは、西臼杵広域行政事務組合議会議員に議長、高館英嗣、総務文教常任委員会委員長、小川輝久君、経済建設常任委員会委員長、河野學君、以上 3 名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名したとおり、当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。追加日程第 10、西臼杵広域行政事務組合議会議

員に議長、高館英嗣、総務文教常任委員会委員長、小川輝久君、経済建設常任委員会委員長、河野學君の3名を当選人とすることに決定しました。

当選された3名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

追加日程第11. 宮崎県北部広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（高館 英嗣君） 次に、追加日程第11、宮崎県北部広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

本件については、宮崎県北部広域行政事務組合同規約第6条の規定により、関係市町村の議会において、議員の中から2名を選挙することになっています。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

それでは、宮崎県北部広域行政事務組合議会議員に総務文教常任委員会委員長、小川輝久君、経済建設常任委員会委員長、河野學君の2名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました2名を宮崎県北部広域行政事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。追加日程第11、宮崎県北部広域行政事務組合議会議員に総務文教常任委員会委員長、小川輝久君、経済建設常任委員会委員長、河野學君の2名を当選人とすることに決定しました。

当選された2名が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

追加日程第12. 特別委員会の設置について

○議長（高館 英嗣君） 次に、追加日程第12、特別委員会の設置についてを議題とします。

令和元年12月に西臼杵3町公立病院の広域医療等の調査のために設置した「公立病院の広域医療等に関する特別委員会」、令和3年6月に九州中央自動車道の整備促進を強力に推進するために設置した「九州中央自動車道整備促進対策特別委員会」、令和3年12月に新型コロナウイルス等の感染症対策の長期化に伴う町民生活や地域経済への影響等に関する調査のために設置した「新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会」については、目的が達成されるまで、引き続き全議員による特別委員会を設置したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。「公立病院の広域医療等に関する特別委員会」、「九州中央自動車道整備促進対策特別委員会」、「新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会」として、引き続き設置することに決定しました。

それでは、選任されましたそれぞれの特別委員会委員の方々は、次の休憩中に年長委員によって委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

しばらく休憩いたします。

午前 時 分休憩

.....

午前 時 分再開

○議長（高館 英嗣君） 休憩前に引き続き、再開します。

特別委員会における正副委員長の互選の結果について、報告いたします。

公立病院の広域医療等に関する特別委員会委員長に小川輝久君、副委員長に甲斐睦彦君。

九州中央自動車道整備促進対策特別委員会委員長に河野學君、副委員長に甲斐徳仁君。

新型コロナウイルス等感染症等対策特別委員会委員長に小谷幸治君、副委員長に一水輝明君、以上のとおり正副委員長が選任されました。

しばらく休憩いたします。

それでは、10時45分より再開したいと思います。

午前10時26分休憩

.....

午前10時44分再開

○議長（高館 英嗣君） それでは、休憩前に引き続き再開します。

ここで、新しい議会構成が決定しましたので、報告いたします。

議長、高館英嗣。

副議長、甲斐徳仁君。

総務文教常任委員会、委員長、小川輝久君、同副委員長、小谷幸治君、同委員、一水輝明君、

高館英嗣、以上4名。

経済建設常任委員会、委員長、河野學君、同副委員長、甲斐睦彦君、同委員、久保優一君、甲斐徳仁君、以上4名。

議会運営委員会、委員長、小谷幸治君、同副委員長、甲斐睦彦君、同委員にほか6名の全議員。

政治倫理審査委員会、委員長、甲斐徳仁君、同副委員長、小川輝久君、同委員、河野學君、小谷幸治君、以上4名。

議会報編集委員会、委員長、久保優一君、同副委員長、一水輝明君、同委員、甲斐徳仁君、高館英嗣、以上4名。

森林・林業活性化協議会、会長、河野學君、同副会長、甲斐睦彦君、同理事にほか6名の全議員。

次に、西臼杵広域行政議会事務組合議会議員に、高館英嗣、小川輝久君、河野學君、以上3名。

宮崎県北部広域行政事務組合議会議員に、小川輝久君、河野學君、以上2名。

公立病院の広域医療等に関する特別委員会、委員長、小川輝久君、同副委員長、甲斐睦彦君、同委員にほか6名の全議員。

九州中央自動車道整備促進対策特別委員会、委員長、河野學君、同副委員長、甲斐徳仁君、委員にほか6名の全議員。

新型コロナウイルス等感染症対策特別委員会、委員長、小谷幸治君、同副委員長、一水輝明君、同委員にほか6名の全議員。

それぞれ選任されました。

以上で、報告を終わります。

日程第3. 同意第5号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第3、同意第5号監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、一水輝明君の退席を求めます。

〔一水輝明君退席〕

○議長（高館 英嗣君） それでは、本案について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第6号監査委員の選任についての提案理由を説明いたします。

議員のうちから選任することとされる監査委員について、一水輝明氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

訂正をさせていただきます。6号と言ったそうではありますが、第5号であります。よろしく御

審議をお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件のため討論を省略して、会議規則第81条の規定により直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は討論を省略して直ちに採決することに決定しました。

この採決は起立によって行います。

日程第3、同意第5号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、同意第5号は、原案のとおり可決されました。

ここで、一水輝明君の除斥を解きます。

〔一水輝明君着席〕

○議長（高館 英嗣君） 一水輝明君に申し上げます。ただいま監査委員に同意されましたので、通告します。

監査委員に選任されました一水輝明君に就任の挨拶をお願いします。

○監査委員（一水輝明君） ただいま本町の監査委員に選任されました一水輝明でございます。監査員は今回初めての経験となりますが、代表監査委員とともに、本庁の行財政運営の執行にあたり、公正・公平且つ中立の立場で、しっかりと職務をまっとうしてまいります。今後ともよろしくご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第4. 議案第50号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第4、議案第50号企業立地推奨措置指定事業者の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第50号企業立地奨励措置指定事業者の認定についての提案理由を

説明いたします。

本町との連携協力に関する協定を締結しておりますイーアンドエム株式会社より、日之影町企業立地促進条例に基づく指定事業者の申請書が提出されております。イーアンドエム株式会社は、東京都に本社を置く企業で、宮崎市佐土原町に事業所を置き、県内におきましてもIT分野を中心に事業を展開されております。

このたび、各種事業実施の拠点としまして、宮崎銀行日之影出張所跡に日之影サポートセンターを開設することとしております。つきましては、雇用の創出と地域活性化につながるが大いに期待できますことから、日之影町企業立地促進条例第4条第1項の規定に基づき、指定事業者として指定したいので、議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 質疑に入る前に、日程第4、議案第50号、語句の修正、言い間違いがございましたので修正させていただきます。企業立地奨励措置指定事業者の認定についてと修正させていただきます。

それでは、質疑に入りたいと思います。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） すみません、質問をさせていただきます。工場等の所在地が日之影町大字七折3455番地の32となっておりますが、この場所について詳しく説明をお願いします。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この場所につきましては、先ほどの提案理由でもございましたが、旧宮崎銀行跡地の所在地でございます。そちらにおきまして、イーアンドエムさんのほうがサポートセンターを設置して運営をするということでございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） その場所に決定した経緯についての説明をお願いします。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） オフィスの設置につきましての検討につきましては、数件候補地がございました。例えば、旧日之影タクシーの跡地でございます。そういったところ、また商工会の2階部分の会議室、さらに旧庁舎の横にあります研修館の2階、そういったものを検討させていただきましたが、ともに経費的な問題、また、タクシーの跡地につきましては、一部、歯医者の方の社長さんのほうが使用しているという状況、そういったものを含めまして、最終的には希

望するスペースの確保が可能であること、また、中央地区中心部に位置しまして、商工会との連携を図りながら新たなまちづくり、地域の活性化にも貢献できるという理由を基に、旧宮崎銀行日之影出張所跡地を利用しての開設という運びとなったところでございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 事業内容4の事業内容に買物支援サービス、（タスケヤ）の運用サポートとありますが、従来、町内のタクシー会社などがやっておる買物支援と具体的にどのよう違うのか説明をよろしく願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） ただいまの御質問でございます。議案書のほうに上げております買物支援サービスというものは、現在、10名ほどが利用しております、社会福祉協議会との連携を図り、タブレットを利用したお買物が可能となるシステムを取り組んでいるものでございまして、御質問にありますタクシー等を利用したものはまた別物ということで御理解頂きたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） これは、先般、資料を配付を頂きました。本町の雇用確保には非常にありがたい企業であることには代わりはないわけではありますが、現在のところ2名ということでありました。今後、この会社の雇用人数が、当然、この条例を使って企業の支援をするわけでありまして、経営シミュレーションなり試算なり、提出があったんだろうというように思っておりますけれども、雇用人数はマックスでどのぐらい、そういうお話等をしっかり担当課としてどのように把握をしておられるでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

シミュレーションにつきまして、今後御提案を頂いている事業の展開をさらに深めていき、また内容の充実、さらに会社としてのアピールポイントもさらに進めていく、そういった条件の中で、現在3名体制、2人は地元の方を雇用しましての体制でございまして、1人は本社のほうから派遣を頂いております。3名の運用で事業を展開していくというイメージでおりますが、今後、そういった派遣職員を置かなくても、地元の皆さんが育って行って、最低でも3名の雇用は確保できていくんだろうというふうに思っております。

また、併せまして、今言いましたように、いろんな事業を展開していく上で、さらに必要であれば、具体的な数字はちょっと申し上げられませんが、これからの町内の雇用の確保には必ずつながっていくという希望と、そういったものを想定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） あそこ、あの1階のスペースは何か入っていましたか。最近ちょっと見ておりませんが。結局、最初おられた方はもう出られたわけですか。そして新たにE&Mさんが来られたということなんだろうと思うんですけども、配付資料を見ますと、これは町民課のほうが所管をするんだろうと思いますが、見守り関係のそこも新たなシステムをというふうなことが記載されてありますが、何か具体的に聞いておりますか。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） 施設につきましては、中央地区の活性化のためといいますか、地域おこし協力隊を雇用した折に拠点として利用させていただきまして、任期が終了したということで、家屋のほうについてはリースペースということでございましたので、利用させていただくという流れでございます。

また、見守りサービス等につきましては、現在、見守り機器を利用しましたセンサー等の設置を行いまして、お一人でお住まいの高齢者の皆さん、そういった皆さんのサポート体制を築いているところでございますが、今後、体感センサーとか新たなシステム、そういった機能つきものを展開していく中で、そういった利用者が今後高齢化が進む中でございますので、そういった利用者の確保に努めながら展開していくといったイメージで考えているところでございます。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第4、議案第50号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第51号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第5号、議案第51号令和4年度日之影町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第51号令和4年度日之影町一般会計補正予算（第5号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、台風14号による災害復旧に関する経費及び電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業並びに企業立地促進条例に基づく指定事業者奨励措置等の補正が主なものであります。

まず歳入について申し上げます。

地方交付税は普通交付税で1億4,718万円の追加、国庫支出金は電力等価格高騰緊急給付金事業等で7,928万4,000円の追加、県支出金は、農地災害復旧査定設計委託費等補助金等で3,026万8,000円の追加、寄附金は、まち・ひと・しごと創生寄附金等で1,104万円の追加、繰入金は公共施設等整備基金繰入金で200万円の追加、諸収入は市町村災害安心基金支援金等で62万7,000円の追加、町債は公共土木施設災害復旧債等で2,800万円の追加、以上、歳入補正を2億9,839万9,000円の追加とし、歳入総額を53億8,539万円といたします。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は、物価高騰対策給付金事業等で3,122万5,000円の追加、民生費は電力等価格高騰緊急支援給付金事業及び台風14号に伴う避難所運営経費等で4,127万円の追加、衛生費は新型コロナウイルスワクチン接種事業等で1,113万1,000円の追加、農林水産業費は農業施設の修繕等で337万4,000円の追加、商工費は企業立地促進条例に基づく指定事業者奨励措置等で744万4,000円の追加、教育費は国指定重要文化財施設の流木撤去事業等で483万1,000円の追加、災害復旧費は農業施設、農地、林業施設及び土木施設の災害復旧費で1億9,912万4,000円の追加、以上、歳出補正を2億9,839万9,000円の追加とし、歳出総額を53億8,539万円といたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はないでしょうか。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 災害復旧費で1億9,912万4,000円で、一番復旧工事が高くかかるところちゅうのはどこなんですか。上位から2つぐらい言ってもらえんですか。一番金のかかるところ、今度の災害。

○議長（高舘 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 今回の台風14号による被災で一番工事費のかかる箇所につきまし

ては、河川工事で鳥屋の平下の日向川の災害復旧工事、それと、その横にある町道二又上長川線の道路災害復旧工事、それと、中崎の中崎（オハキ）線の道路災害復旧工事が、河川の工事で約1億2,000万ほどかかる工事であります。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はないでしょうか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） 今回の台風14号で甚大な被害を受けたわけですが、農地とか農業施設とかは手厚い補助があるわけです。激甚災害に指定されて本当にありがたいと思っています。その反面、個人の家例えば家に行くまでの道路が大きな災害を受けたと、この前、課長に伺ったところ、個人災というので2分の1補助ということで返答頂きましたが、規模によって、もうこれは何百万もかかるだろうというやっぱり大きな災害のところもあります。家を迂回をして家にたどり着くという案件があります。そういうところでやっぱり2分の1というのはもう非常に大きな金額で、何とかそこを何かいい補助とかないものか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 公道から個人の宅地に入る道路につきましては、先日の説明で屋敷災と同等の取扱いということで2分の1の補助をしていると説明したところでございます。

屋敷災におきましては、2分の1補助で上限が300万円、すみません、補助が200万円の補助ですので、工事金が400万の場合200万の補助を出すということになっております。

公道から民家に入る道につきましては、本来補助はないんですが、屋敷災と同等の取扱いということで2分の1の補助を見ているところでございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） なかなかその2分の1というのが、非常にやっぱり大きな負担になるわけです。実際に生活道路ですので、非常に住民の方、対象が1件だけなんです、非常に困っておられます。有利な補助とか、また検討していただきたいなと思います。

立ったついでに、別件でお伺いしたいと思いますが、民生費の中で災害救助費が212万5,000円ということで、この内訳、ページとして17ページです。これを御説明を願いたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 17ページの災害救助費の予算について御説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、報酬につきましては、今回台風14号に伴います消防団員の出勤手当に伴う報酬でございます。避難所の運営並びに台風が通過後の災害調査のほうも今回お手伝いをさせていただきました。

たので、その部分についての報酬ということになっております。

それから、主なものだけちょっと申しますが、大きいものだけです。職員手当等で宿日直手当が197万6,000円ということで計上させていただいておりますけれども、これも台風14号に伴います避難所の運営に職員のほうが出勤しておりますけれども、それと、それに伴います台風襲来時の役場待機の職員と、それから通過後の調査等の費用ということで、宿日直手当のほうを計上させていただいております。

あとの費用弁償につきましては、先ほど、消防団の出動、報酬を申し上げましたが、それに伴う費用弁償ということでございます。

あと、需要費につきましては、避難所の運営に係る消耗品とか燃料代は発電機を借りたときの燃料代とか、高城山の防災無線の自助発電の燃料代とかそういったものでございます。

食料費につきましては、どうしても孤立して、数日間食料が不足したというところに食料品を持っていったときの経費ということで計上させていただいております。

使用料及び賃借料については、資材借り上げ料ということで、黎明館のほうに緊急に相談窓口を設置させていただきましたが、そういったときの発電機等、延長コード等の借り上げということで計上させていただいております。

災害扶助費のほうは、町民課のほうで御説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（高館 英嗣君） 町民課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） 質問についてお答えをいたします。

予算書19ページになりますが、まず設置委託料の6万5,000円ですが、こちらは台風災害によりますごみの仮置場を設置いたしました。その設置に関する費用でございます。併せまして、使用料及び賃借料の資材借り上げ料2万7,000円も災害ごみ用仮置場の資材の借り上げでございます。

災害扶助費77万9,000円につきましては、まず、宮崎県市町村災害時安心基金を活用した被災者支援事業の分が、こちら住居全壊1件分と住居の床上浸水分が2件で合計40万円と、併せまして、町単独の見舞金としまして、住居全壊1件と住居の床上浸水分、また住居に土砂の流入がございました。土砂流入と床上浸水合わせて7件で38万円で、計の78万円の災害救助費の補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） 今回の台風の被害等はかなり大きな想定外の部分もあったんだろうと思いますが、特に通信網関係の復旧時間が非常にかかって、大分町民の皆さんも非常に迷惑もかけた部分があるかと思います。いろんな専門的なことは私もよく分かりませんが、

今回の災害を想定した災害について、今後こういった災害が来る可能性は十分にあります。いろんな対応策、あるいは今回の災害を通じて改善されるべき点とか、特に通信網に関しましては、大変今こういう情報化時代では大変重要なところだと思っておりますが、何かそういったところで、次回、この対応策というものが具体的なものが何か見えてきたのか、それか、それとももう限界といいますか、災害が来ればもうどうしようもない部分があるのか、そういった大きな質問でありますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えいたします。

関連する予算につきましては、15ページのほうに上げさせていただいておりますが、ケーブルネットの修繕に伴いますのが1,200万ほど、また流木関係、倒木、そういったものの対処が210万程度上げさせていただいております。

御質問にありましたとおり、こういった急峻な地域に光ケーブルを巡らせておりますので、その配線、架橋につきましては九電さん、またNTTさんとの連携を図って、一番安全が確保できるそういったところを利用しながらの配線でございます。

毎年600万から700万ほど通常の経費につきましては上げさせていただいておりますが、いかんせん、長い月日がたちますと、木がはりめぐり枝のほうが出てきたりして線のほうを傷つけるとか、やっぱり野鳥の被害等というもほぼほぼそういった事例が中心のようでございます。

今回の台風で考えましたのが、やっぱりいつも危機感を持ってやっていかんし、平等な情報を発信するためには、告知放送等につきましては非常に大事なものというものを改めて認識させていただきました。

また、防災無線のほうの併用活用についても、今後検討していける分野なのかなというのを考えておまして、またその分野、またその、地域情報分野そういったところとの連携を図りながら、将来に向けた今回の課題を踏まえて検討していこうというふうには思っております。

具体的な案につきましては、今後そういった事例を参考としながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） ちょっと補足で答弁させていただきますが、まず、今回大きな問題としまして停電、あと、電話線がつながらなくなったということでございますが、まず停電につきましては、いわゆる延岡から日之影に来る幹線のルートが、いわゆる北方辺りでずっと断線が数か所あって、なかなか復旧がままならなかったということでございます。

あと、NTTにつきましては、日之影の基地局が新日之影の公民館の横にあるんですけど、新

日之影公民館の横の基地局に行っているメインのケーブルが、岩井川橋、農協の手前の橋なんです。岩井川橋に添架されておりました。河川の水位が上昇したことによりまして、その添架してあるケーブルが切れたと。メインのケーブルが切れたということで、かなり時間が復旧まで要したということですが、役場自体になかなかその情報が入ってこなかったというすごい反省があります。

どこがどのような状況で、この今の状態になっているかということすら役場に情報が入ってこなかった。うちのほうも一生懸命情報を取りに行ったんですけど、なかなかこううまく情報の伝達ができなかったという反省がございませう。

先日、九電の延岡営業所長が来庁されましたので、ぜひそういうホットラインというか、なかなかいつまで復旧というのも答えられないかもしれませんが、今、このような状況で今ここがやられていますよという情報を出していただきたいと、そういう何かホットラインをつくってほしいという話をお願いしたところです。今後、NTTにも同様な形で、復旧のめどというのはなかなか立てるのは難しいかもしれませんが、せめて原因が分かれば、町民なりにうちのほうから連絡することも可能だということでお話をさせてもらっておりますので、NTTにも同様にホットラインといいますか、状況が把握できるようなラインをつくっていただきたいということで要望したいと思っております。

なかなか町民の皆さんも不安、いつ、どげんなっちゃうかという不安もかなりあったと思いますが、今後そういう形で対応していきたいというふうに考えているところでございませう。

○議長（高館 英嗣君） 一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） そういった災害が想定外ということもありまして、非常に物理的なものも線が切れたということではありますが、今後はそういった横の連携をしっかりと取ってもらって、ほとんどが夏場になりますので、そういった日頃からこういったことがないようにいたしますか、支障のないように、最小限で抑えられるように、そしてまた物理的に、今、先ほどの線が切れないようにするために圃場をして、水が来ても大丈夫だというようなそういった対策をやっぱりしっかりと取っていかないと、これ以上まだ大きい災害が来るかもしれません。そうすると、もう病院等もあればもう生命にも関わるようなことにもなりかねないわけですので、そこは真剣に今後反省として対応していただきたいというふうに思っておりますので、ぜひ御検討方を願ひしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はないでしょうか。小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） 私のほうは、26ページの現年発生農地災害復旧費、設計委託料、災害復旧委託料とかいろいろ計上されておるわけですが、地区の中で農地の崩壊による今度、家屋の崩壊が見られるような状況が発生しております。農地の崩壊に対しては、それ

は災害復旧に当てはまるであろうが、その崩壊した土砂等が押し寄せて、現在もう農地災害発生時よりまだ15センチ以上傾いてきております。これも何とか早く上の農地の土砂をのけるとか、いろんなそういったことをやらない限り復旧もできないというようなことで、非常に困っておられる家庭があるわけでございますので、これの対処方法は何かしら手当があるものかお聞きしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 農地災害で田んぼの中に土砂が入った場合につきましては、補助災害で見れるんですが、議員おっしゃったように、田んぼが崩れて下の民家に押し出していると、そういうときには、そのままにしておけば災害で上の農地の災害復旧を行うのであれば、土砂のけは災害で見れるんですけど、災害に該当しないとかいう場合には、基本、自力で土砂のけをしてもらうんですけど、そういう場合に自力で復旧する場合に、重機を借りるとかそういうときには、その重機代の2分の1を町が出すようにしております。また、業者さんをお願いするとかいうことであれば、業者さんのかかった費用に対して2分の1を町が支払うようにしているところでございます。

○議長（高館 英嗣君） 小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） 重機の助成とかはあるということではありますが、結局、上の農地の所有者の方が災害復旧としてお願いということになれば、その流れ出た土砂の除去というのは、その作業内で見られるということと理解していいんでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） そのとおりでありまして、災害復旧にかけるようであれば、災害復旧の工事で見まして、上の田の持ち主の人の負担がかかってくるということになります。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） それでは、18ページと19ページをお願いしたいというふうに思います。

新型コロナワクチン接種事業費853万2,000円、予算措置がしてありますが、今後のワクチン接種事業の推進の流れを説明を願いたいというふうに思います。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（丹波 昌二君） ワクチン接種の流れですけども、新型オミクロン株のワクチンを今準備しまして、11月の7日から接種を開始する予定でしております。まだ3回目の接種者がまだいますので、3回目、4回目を打って接種を行いまして、最後に4回目接種をやったんですけども、その方は60歳以上の方と18歳以上の基礎疾患のある方を最後に持ってきて、大体12月の下旬のほうでは集団接種を終了したいなというふうには考えているところです。

また、間には乳幼児、6か月から4歳の方、これでほとんど全員の方が接種を受けるようになるんですけども、それを12月の下旬のほうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） それの対象の町民の人数とかの予定は分かりますか。

○議長（高館 英嗣君） 保健センター所長。

○保健センター所長（丹波 昌二君） 2回目打ってある方、3回目打った方、4回目打った方ということで、人間を把握しまして3,150人だったと思うんですけども、その方の接種を一応考えまして、接種予算を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 私は、まだ議員になりたてで予算の細かいことは分からないのですが、先ほどから補助のことは、たくさん補助率のことなどは聞きましたが、この災害復旧する建築会社、建設会社、重機のオペレーターなど、人員はどのくらいいるものなのか、建設課長にお尋ねいたします。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 町内の建設業者につきましては13社ございます。人員につきましてはちょっと把握してませんので、後でまた報告させていただきます。すみません。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それでは25ページの教育費についてお伺いをしたいと思います。

まず、学校管理費の修繕量159万8,000円と社会教育総務費施設等整備委託料260万7,000円、まずこれの説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 教育委員会次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、小学校費の学校管理費修繕料につきましては、高巣野小学校の普通教室等のほうが、奥のほうですね、の普通教室等の屋根瓦が飛んだということで、雨漏りをしたということで、その屋根の修繕の費用になります。中学校費の修繕料につきましては、日之影中学校の放送室がセンターボア等がございますが、そちらの雨漏りに伴います屋根、壁の修繕及び体育館への渡り廊下がありますが、そちらの波上の板の屋根が飛んだというところの修繕、併せて159万8,000円を計上させていただいております。

また、社会教育費におきます委託料につきましては、第3五ヶ瀬川橋の橋脚等に係っております流木の撤去の費用になります。

以上になります。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） これは今回の補正、少し補正の中から外れるかもしれませんが、ちょっとお尋ねをしたいなというふうに思いますが、今回、台風14号で老人福祉施設、例えば八戸にあります八戸清流園ですね、それから寿久の里、町内であれば、この近くであれば青雲荘というふうな、いわゆる入所者のおられる福祉施設、そこあたりが14号関連で、特に後の清流園さんのほうは停電が相当長かったんじゃないかなったかなというふうな記憶をしております、当然、あそこは避難場所にもなっております。避難場所にもなっておりますし、電気がないとトイレも使えないというふうな、そういう環境になるわけでありましたが、要請として、私も勉強不足で申し訳ないんですけども、この施設を、入所施設等には発電機等の設置はしてあるものなのか、どうなのか、そこらあたりはどのようなふうなりサーチなりされておるのか、分かる範囲でお答え願いたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問についてお答えをいたします。

台風14号八戸地区にごぞいます清流園さん、電気がなかったり、水道関係で非常に不便を強いられたということでお伺いをいたしました。水につきましては、町からタンクを持って行きまして、そちらに水をためて、それを活用していただくということでお手伝いをさせていただいたところです。電気につきましても長時間、停電が続いたということで、今回は清流園さんのほうに発電機を準備をさせていただいて、電気が来るまでそちらのほうで対処していただいたところでごぞいます。

お話、お伺いいたしまして、トイレの水が流れないとかそういう御不便なところもあったとお伺いしております。施設として備えておかなければならないもの、また町として準備等お手伝いできるもの、今回、台風災害でいろいろとはっきりしてまいりましたので、今後、清流園さんと協議をしながら準備等進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） そこで、町長にお尋ねをいたしたいと思いますが、今、担当課のほうは清流園ということのみでお話のごぞいました。清流園をお願いをしてということはあくまでも清流園さんの自前の努力ということで認識しているのかどうか分かりませんが、当然、青雲荘もあるわけでありまして、寿久の里もあるわけでありまして、恐らく国・県、そういった補助対象が私はあるんじゃないかなと、分かりませんよ、それは調べていませんが、ただ、そこはやっぱり高齢福祉施設である以上は、通常の施設ではないわけでありまして、町長、どうです

か、例えば町内のこういった高齢福祉施設等については今後の課題として、そこがそういう待たなしの状況が発生をしたときに、速やかに自家発電なり、そういうものが流用できるようなシステム作りを恐らく国・県はサポートしてくれるんじゃないかなというふうに思いますが、でき得る限り、あと清流園については県の組織で運営をしておるわけでありますから、何とかそこを担保をするというふうな、そりゃあ企業努力でいいんじゃないかねえのと言えそうかもしれませんが、しかしながら、やがて自分が行く道ということでありますから、町長、そこ辺の当然、そういう問題、頭の中にあるでしょうし、その話は上がって聞いておられるというふうに思いますので、所見のほどをお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） もう御案内のとおり日之影町、高齢化率も高くて、今、おっしゃったようにいずれ来る施設ちゅうか道でもあるという話でもありますし、その中で補助事業とかあるのかどうかというのはまだ把握しておりません。

ただ、今回で、先ほど福祉課長も答弁しましたけども、停電が長かったと。これについては言っていないのかどうか分かりませんが、やはり九州電力さんのせいにするつもりはありませんけれども、やっぱ企業さんのそういった緊急時に対応する能力もしておると、私は非常に思っております。だから、どうかということはいいませんけれども、やはりそういう弱った部分の中で我々、そういった電気とか電話の能力ありませんから、我慢していかにかいかなと。そういう中で、私、ここに台風のときに泊まり込みしましたけれども、やはりありがたいのは非常電源、電気が切れたら一瞬にしてうちの72時間対応できる非常発電機ですかね、あれが動いて電気がとると。やはりそういうありがたさって言っていないのかどうか分かりませんが、経験をしました。そういう中で、やはり今、甲斐議員おっしゃったように、高齢者の方々、あるいは特老、そういう中で、そういった入所者を預かっておられる職員方の不安、またその入所者の方々の不安というのは、やはり経験してみて、ああ、そうだなと、今、お話を伺ってありました。だから、整備すればいいわということになるのかどうかというのは分かりませんが、それはやはりあくまでも企業さんは企業さんです、それはそういった措置費用をいただきながら経営をして、我々は国・県・町の措置費としてお願いをしてやっておられるわけでありますから、全てについて高齢者、福祉だから、町がということになると、逆に今度は町民がそこだけかということにもなるんだろうと思います。そういうことは、やはり国・県の、今、議員がおっしゃったように、多分、こういう災害が多くなったときにそういうことまで措置する補助事業というのは多分あるんだろうと思いますので、そういったことは担当課を通じたり、また調べてみて、天寿会さんがお願いをしておりますから、天寿会さんと協議をしながら進められるということであれば、研究していくことは本当やぶさかではないかなというふうに思います。あくまでも日之影、高齢者をどのような

対応をしていくかというのは調整の大きな柱というふうに認識をいたしておりますから、その中の一つの事業として捉えていくことは大事なかなというような認識を持っておりますので、今後、調査してみたいというふうに思っております。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はないでしょうか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 農林振興課長と建設課長にお尋ねしたいのですが、今回の台風被害の復旧事業の優先順位、町道・林道・治山など、いろいろありますが、私の考えでは町道と林道が最優先なのかなと、勉強不足なのでただ単純にそこかなと思うのですが、どのような優先順位で復旧がなされるのか、お尋ねしたいところです。よろしくお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 農林振興課長。

○農林振興課長（平川 誠二君） 御質問にお答えします。

農林振興課が所管しております林道事業につきましては、林道災害につきましては、まず最優先されるべきところは生活道として活用している林道となっております。生活道として活用している林道からまず復旧していくというところで、そのような形で今後も進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 町道につきましては、先ほど農林振興課長が言いましたように、林道と同じく、主に生活道として使っている道路を優先的にしたいと思っております。さらに、町道の中で今、17か所ほど道路が崩壊して通行不可となっているところがあります。そこを優先的に災害復旧を行っていきたいとも思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論、なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第5、議案第51号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第52号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第6、議案第52号令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第52号令和4年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、台風14号による災害復旧に係る費用の補正であります。

まず、収益的収入について申し上げます。医業外収益は他会計補助金を432万円、その他医業外収益を300万円、それぞれ追加するものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。医業費用の経費を732万円追加し、収入及び支出の予算総額を7億1,287万4,000円とするものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） お尋ねします。私は、まだ町立病院にかかったことがないもので、本筋からずれますが、従前、日之影町立病院の人員構成とか分からないのですが、先生は何人いて、看護師の方は何人いるのか、お尋ねしたいところです。

○議長（高館 英嗣君） 病院事務長。

○町立病院事務長（甲斐しおり君） お答えいたします。先生は常勤医が4名です。土曜・日曜だけ宮崎大学附属病院から派遣で交代で来ていただいております。

看護師については、申し訳ございません、正確な人数、把握はしてるんですが、持ってきておりませんで、頭の中に入れておりません。申し訳ないですけど、職員全員で約50名でございます。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑は。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 昨今、看護師の現場でのパワハラ・モラハラ、病院内での問題がニュースなどでよく見受けられますが、町内の町立病院のほうではそういう職場での安心安全は確保できているのか、お尋ねしたいところです。パワハラ・モラハラの状況、あるか、ないかの状況を把握されているのかどうか、お尋ねしたいところです。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君、議題に上がったこと、今後、質問の内容が補正予算のほう

に関わってくるのかということも含めて質問ということによろしいですか。病院事務長。

○町立病院事務長（甲斐しおり君） お答えいたします。職員間の問題につきましては、看護師の場合は看護師長、事務の部門については私と、それぞれ部門がございますので、委託業者もごさいます、医事もごさいます。それぞれ問題があった場合は私のほうに話が来ていると信じております。もし話が来た場合は、それぞれの内容によって対応している状況でございます。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質問はないでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 台風14号関連の修繕費ですね、もう既に終わったんでしょうかね、最近、私も町立病院、行ってないので分からないんですけど。ちょうど1か月ほど前でしたかね、行ったときには足場があって、外壁の作業していたようですけど。結局、あの業者さんちゅうのはなかなか特殊な業者さんなのかどうなのか存じ上げませんが、今現在、完全に完了して撤収されてるのか、今の状況をお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 病院事務長。

○町立病院事務長（甲斐しおり君） 今回、予算に計上しております災害の状況について、まず説明します。

まず、御覧のとおり屋根の補修、暴風によって屋根がめくれあがりまして、補修をしているところでございます。現在、屋根につきましてはほぼ終わりかけておりまして、あと足場を撤去するという状況になっております。もう1つ、非常用電源発電の電源切替え機器装置の取替えを132万円計上しております。屋根のほうは600万円でございます。その電源切替えのほうは11月に終わる予定でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 合わせて732万ということだろうと思いますが、あの業者さんはちなみにどこの業者さんだったんでしょうかね。

○議長（高館 英嗣君） 病院事務長。

○町立病院事務長（甲斐しおり君） 業者さんにつきましては、屋根のほうの業者は上田工業さんで、この業者さんは新築施工のときの業者さんで、材料の設計書とかありますので、材料調達とかの記録が残されていて、早急な対応ができるということで上田工業さんに頼んでおります。

非常用電源発電のほうは、もともと高圧電気設備については九州電気保安協会から指摘が、もう耐用年限が来ているというふうに指摘を受けておりまして、当初予算のほうで必要最低限、必要な箇所のみ予算を計上しておりまして、そこの業者さん、そこを発注している業者さんに追加でお願いをしております。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第6、議案第52号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第53号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第7、議案第53号令和4年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第53号令和4年度日之影町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、台風14号による人件費及び修繕料の補正であります。歳入では繰入金を94万1,000円追加するものであります。歳出では衛生費の簡易水道費用221万2,000円追加、予備費を127万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を7,096万4,000円とするものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はないでしょうか。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 今回の台風で、建設課の職員の皆様は水道断水で大変な御苦労だったと思いますが、やはりあの、停電による断水が多かったという話を聞いているんですが、やっぱり一番多かったのは停電で断水したということですか、お伺いします。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 今回の台風14号による断水した原因でありますけど、1番は水源に土砂が流出して堆積したことによって給水、水が引っ張ってこれなかったのが多い原因であります。停電による断水は四ヶ惣地区と宮水地区の長谷川ポンプ場の停電によってポンプが稼働しなかったことによる原因であります。1番の原因は、本当、水源の土砂堆積による断水が多かつ

た、原因が多かった原因であります。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論・賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第7、議案第53号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

追加日程第13. 議長発議

○議長（高館 英嗣君） 追加日程第13、議長発議、常任委員会の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の所管事務の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長から申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。各常任委員長から申し出のとおり、継続調査とすることに決定しました。

追加日程第14. 議長発議

○議長（高館 英嗣君） 次に、追加日程第14、議長発議、議会運営委員会の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。議会運営委員会委員長から申し出のとおり継続調査とすることに決定しました。

ここで、新議長として執行部の皆様へ一言御挨拶を申し上げます。

すみません、このたび議長の指名をいただきました高館英嗣でございます。これまで日之影町議会、議員の方々が積み上げてこられました意見をしっかりこの議会議員として立場をしっかりとわきまえて議長として中立の立場を保ち、しっかりと職責を全うしていきたいと思っております。苦言を呈すること、もしくは厳しいこと、意見することもあるかと思えます。どうぞ皆さん、2年間任期となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、町長から御挨拶をお願いします。

○町長（佐藤 貢君） それでは失礼させていただきます。

今、臨時議会におきまして高館英嗣議長、甲斐徳仁副議長、そして各常任委員会の委員長、また委員の席がそれぞれ決定し、御報告をいただきました。

そして、また今、高館議長のほうから執行部に対しまして、御挨拶をいただきまして大変ありがとうございます。いつも議会の皆様方とは行政と議会、車の両輪だということを議会の方からも常日頃言われてきております。そのような中で行政を執行させていただいておるわけに在るわけですが、やはり我々が目指すべきことは、日之影町が小さいながらも他の自治体に負けないように、輝いて、しっかり輝いて、そしてそれを姿を見て次の世代を担う人たちがこの日之影町でいいなと思ってくれるように、そして、ここにこれまで作ってきていただいた先人の皆さま方が、先ほどから高齢者のお話もございました。その方々がやはり日之影でよかったなと思えるように、我々行政からも、また議会の皆さん方も考えは、方向性は一つであろうというふうに私は思っております。議論を闘わせ、意見がなかなかまとまらないことも、それはあるんだろうと思いますけれども、やはり今も地域として、落ち着いて、落ち着くところに落ち着いて、そして日之影の発展に共に力を尽くしていきたいというふうに思いますので、どうぞ今後とも多くのことで御指導賜りますようお願い申し上げます、皆様方の御多幸と御健康、心から御祈念申し上げます、言葉は足りませんが御挨拶に代えさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。

○議長（高館 英嗣君） ありがとうございます。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて閉会します。

午後0時03分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員